

認定個人情報保護団体の認定等に関する指針

(目的)

第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 37 条の規定により認定個人情報保護団体の認定その他認定個人情報保護団体による認定業務の実施に関する指針を定めることにより、防衛庁の所掌に係る事業を行う個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報の保護の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この指針において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)において使用する用語の例による。

(認定の申請)

第 3 条 防衛庁の所掌に係る事業を行う個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として法第 37 条第 1 項各号に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)が、法第 37 条第 1 項の規定に基づく認定個人情報保護団体の認定を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を、防衛庁長官に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地
- 三 認定の申請に係る業務の概要

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款、寄附行為その他の基本約款
- 二 認定を受けようとする者が法第 38 条各号の規定に該当しないことを誓約する書面
- 三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力を有することを明らかにする書類
- 五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)
- 六 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- 七 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類
- 八 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 九 その他参考となる事項を記載した書類

3 申請書は、別記様式 1 を参考とすることができる。

(認定の基準)

第4条 認定は、前条により提出された申請書及び添付書類に記載された事項について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。

一 前条第2項第3号に規定する「認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類」の中において少なくとも次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

ア 認定業務の目的

イ 認定業務のうち苦情処理業務の実施体制

ウ 認定業務のうち苦情処理組織の責務

エ 認定業務について特定の者を不当に差別的に取り扱わないこと。

オ 認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用しないこと。

カ 法第41条第2項の規定に基づき、対象事業者の氏名又は名称が公表されるものであること。

二 法第43条の規定による個人情報保護指針を作成している場合には、当該指針について、次のいずれにも適合するものであること。

ア 対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、法及び防衛庁長官が法第8条の規定に基づき講ずる措置の趣旨に沿って適正かつ明確に定められていること。

イ 対象事業者に対し、個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置に係る実施の方法が適正かつ明確に定められていること

ウ 公表されるものであること

三 法第43条の規定による個人情報保護指針を作成していない場合には、当該指針を作成するための具体的な計画が定められていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び経験を有している者が、その認定業務に従事するものであること。

五 認定業務を適正かつ確実に遂行するに足りる基本となる財産を有するか、又は認定業務を実施するために必要な収入を確保する見込みがあること。

六 認定業務以外の業務を行っている場合、その業務において、ある特定の対象事業者からの収入に依存していないこと。

七 法第15条から第31条までの規定に基づく措置又は同様の措置が講ぜられていること

(重要事項の変更の届出)

第5条 認定個人情報保護団体は、第3条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項又は第2項第2号から第4号まで、第6号若しくは第8号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨(第2項第3号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。)を記載した届出書を防衛庁長官に提出しなければならない。

2 重要事項の変更届出書は、別記様式第2を参考とすることができる。

(認定業務の廃止の届出)

第6条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようするときは、廃止しようとする日の3月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を防衛庁長官に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 法第42条第1項に規定する苦情の申出の受付を終了しようとする日
- 三 認定業務を廃止する理由

2 認定業務の廃止届出書は、別記様式第3を参考とすることができる。

(業務報告)

第7条 認定個人情報保護団体は、毎事業年度(事業年度の定めのない場合は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。)開始の日から3月以内に、前年度に実施した認定業務に関する報告を防衛庁長官に行うものとする。

2 認定業務に関する報告書は、別記様式第4を参考とすることができる。

別記様式第 1

年 月 日

防衛庁長官 殿

団体名称

代表者名

印

認定個人情報保護団体認定申請書

個人情報の保護に関する法律第 37 条第 1 項の認定を受けたいので、同条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 . 団体の名称
- 2 . 団体の住所
- 3 . 団体の代表者又は管理人の氏名（注 1）
- 4 . 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地（注 1）
- 5 . 認定の申請に係る業務の概要（注 2）
- 6 . 添付書類の名称

（注 1）登記されている場合は、登記上の記載と一致すること。

（注 2）法第 37 条第 1 項各号に規定している業務の概要を記載すること。

別記様式第 2

年 月 日

防衛庁長官 殿

団体名称
代表者名 印

認定個人情報保護団体に係る重要事項変更届出書

認定業務に係る事項に変更を生じたので、個人情報の保護に関する法律施行令第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 . 変更に係る事項

変更に係る事項	変更前	変更後

2 . 添付する変更後の書類の名称 (注)

3 . 上記の書類のうち、認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類に記載した事項に変更があったときは、その理由

(注) 記載事項に変更のあった政令第 9 条第 2 号から第 4 号まで、第 6 号又は第 8 号の書類名を記載するとともに変更後の書類を提出する。

別記様式第 3

年 月 日

防衛庁長官 殿

団体名称
代表者名

印

認定個人情報保護団体に係る業務廃止届出書

認定業務を廃止したいので、個人情報の保護に関する法律第 4 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 . 団体の名称
- 2 . 団体の住所
- 3 . 団体の代表者又は管理人の氏名
- 4 . 法第 4 2 条第 1 項の申出の受付を終了しようとする日
- 5 . 認定業務を廃止しようとする日
- 6 . 認定業務を廃止する理由

別記様式第 4

年 月 日

防衛庁長官 殿

団体名称
代表者名

〇〇年度 認定業務に関する報告書

〇〇年度に実施した認定業務について、個人情報保護に関する法律第 4 6 条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 苦情処理実績

(1) 苦情処理件数

本年度受付件数	件
解決件数	件
(うち団体自身の調査のみで解決)	(件)
未解決件数 (a)	件

前年度未済件数	件
(うち今年度末未解決分) (b)	(件)

本年度末未済件数 (a + b)	件
------------------	---

(2) 受付ツール別件数

電話	件
来訪	件
郵便等	件
FAX	件
E-mail	件
合計	件

(3) 苦情内容内訳

利用目的の特定	件
利用目的による制限	件
適正な取得	件
利用目的な通知等	件

正確性の確保関係	件
安全管理措置	件
第三者提供の制限	件
開示・訂正・利用停止	件
合計	件

(4) 上記以外（相談・問い合わせ）の件数

件

(5) 苦情の解決に当たっての件数

対象事業者への説明要求	件
対象事業者への資料要求	件

2．情報提供実績（提供した情報の概要等を記載する。）

3．対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務実績

(1) 個人情報保護指針の遵守

個人情報保護指針の公表時期	年 月 日
対象事業者への指導	件
対象事業者への勧告	件
その他の措置（概要を記載する。）	件

(2) その他業務実績（実施した業務の概要を記載する。）